

## 令和6年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ594千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155,073,765千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 国 庫 支 出 金		千円 40,769,488	千円 594	千円 40,770,082
	2 国 庫 補 助 金	11,540,183	594	11,540,777
<b>歳 入 合 計</b>		<b>155,073,171</b>	<b>594</b>	<b>155,073,765</b>

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 国民健康保険事業費		千円 155,073,171	千円 594	千円 155,073,765
	1 国民健康保険事業費	155,073,171	594	155,073,765
<b>歳 出 合 計</b>		<b>155,073,171</b>	<b>594</b>	<b>155,073,765</b>